

J-クレジット制度に関するご提案について

令和3年10月1日

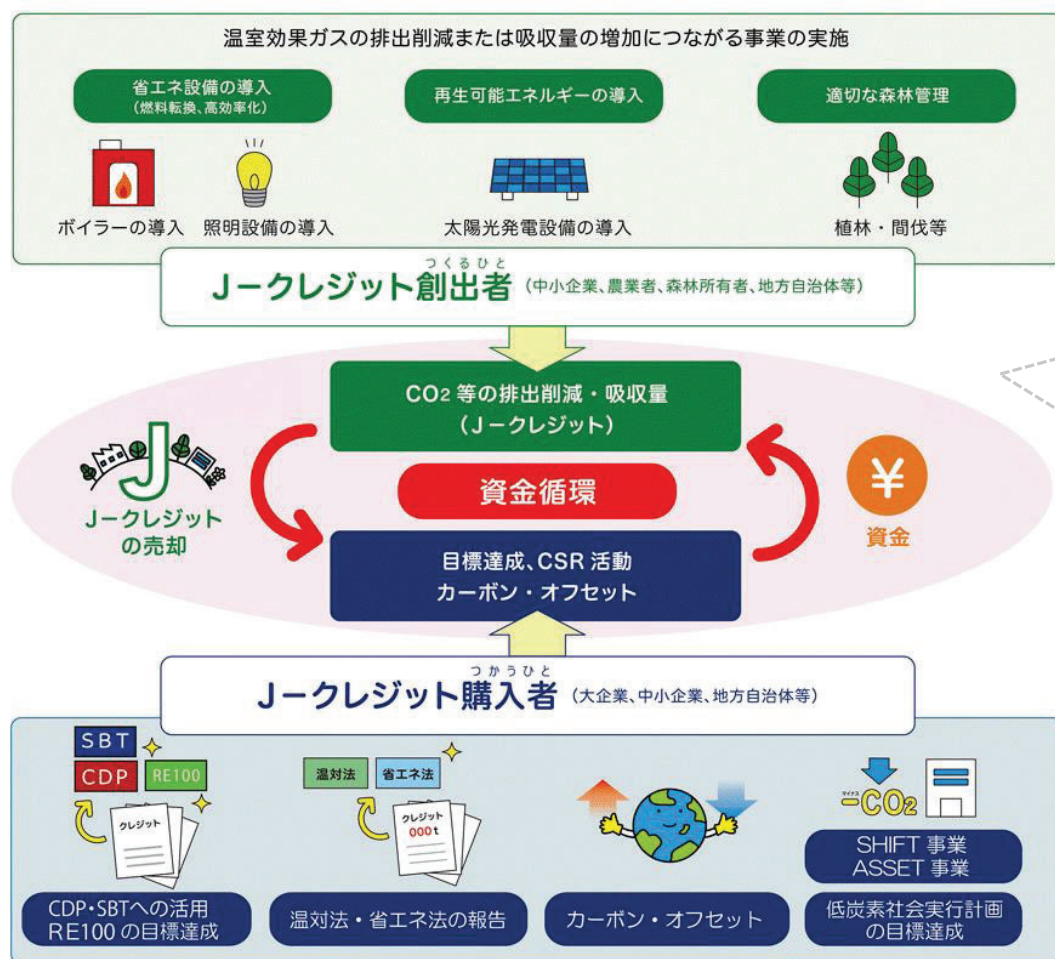
経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室

農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課 地球環境対策室

J-クレジット制度とは

- 省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度。
- クレジットをインセンティブとして中小企業等の省エネ・再エネ等の投資を促進するとともに、国内の資金循環を生み出すことで、環境と経済の好循環を促進する。



クレジット認証の考え方

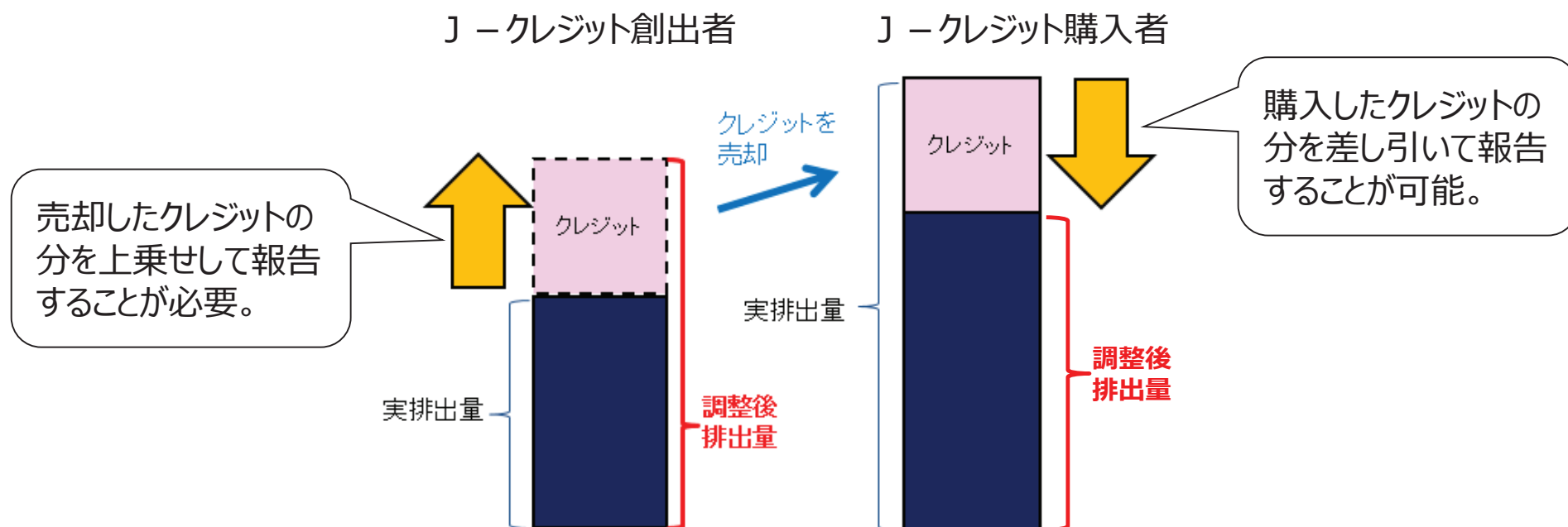


ベースライン アンド クレジット

ベースライン排出量(対策を実施しなかった場合の想定CO₂排出量)とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「J-クレジット」として認証

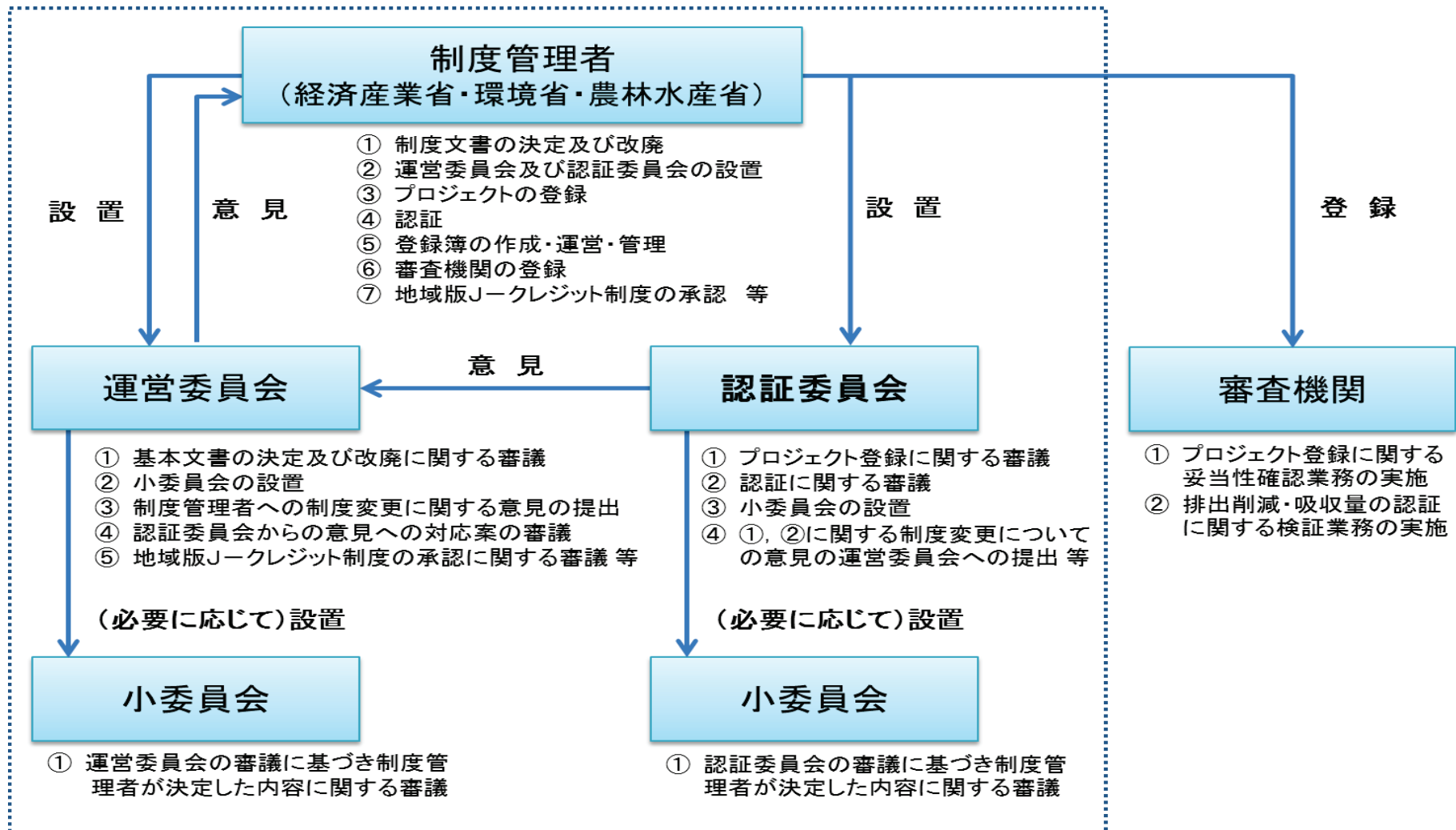
J-クレジットの活用例（地球温暖化対策推進法における排出量の報告）

- 地球温暖化対策推進法において、一定以上の温室効果ガスを排出する事業者は、毎年度、排出量を国に報告する義務があるが、J-クレジットを購入した場合には、購入したJ-クレジットの分を差し引いて報告することが可能。
- 逆に、クレジットを売却した事業者は、J-クレジットの分を上乗せして報告することが必要。



J-クレジット制度の運営体制

- J-クレジットは法律で定められた報告制度にも関係するものであることから、制度のルールについては、有識者から構成される運営委員会において国際的な動向も踏まえて議論を行ったうえで適切に設定しており、信頼性・質の高いクレジットを確保している。



J-クレジット制度 運営委員会 委員名簿

委員長	山地 憲治	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研究所長
副委員長	二宮 康司	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 電力・新エネルギーユニット 新エネルギーグループ 研究主幹
	大塚 直	早稲田大学法学学術院 教授
	後藤 麻里	日本商工会議所 産業政策第二部 主任調査役
	須藤 重人	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 上級研究員
	須永 逸人	一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部 上席主幹
	新美 育文	明治大学 名誉教授
	西尾 チヅル	筑波大学人文社会ビジネス科学学術院長・教授
	橋本 征二	立命館大学理工学部 教授
	前田 憲生	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
	松橋 隆治	東京大学大学院工学系研究科 教授
	丸山 温	日本大学生物資源科学部 教授

Jークレジットの対象となるプロジェクトの要件（「追加性」の要件）

- Jークレジットの対象となるプロジェクトについては、省エネ、再エネ、森林管理等の61の方法論を運営委員会の議論を経て策定し、プロジェクトの要件等を定めている。
- クレジットをインセンティブとして省エネ・再エネ等の投資を促進するとともに、クレジット制度があることによって削減された排出量を、クレジットを購入した者の削減量とすることができるという制度の趣旨に照らして、全ての方法論において、本制度がなければ排出削減・吸収活動が行われないこと、という「追加性」の要件を課している。
- 諸外国のクレジット制度等においても、「追加性」は、基本的な要件とされている。

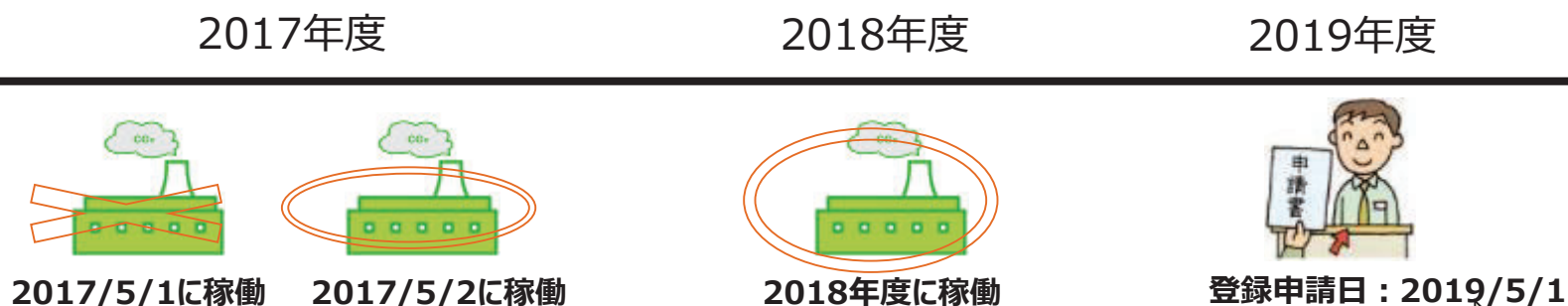
（参考）CORSIA（国際航空における排出量取引のスキーム）におけるクレジットの要件

クレジット十全性に関する評価基準	
1	追加的であること
2	現実的で信頼性のあるベースラインに基づくこと
3	定量的に評価され、算定、報告、検証が行われること
4	明白で透明性のある一貫した管理が行われること
5	永続的な排出削減をもたらすこと
6	リーケージ（プロジェクト実施に伴う他の場所での排出量の増加）に関する評価とその影響の緩和がなされること
7	排出削減義務に対して一度のみカウントされること
8	いかなる危害も及ぼさないこと

「追加性」の要件と「2年前ルール」について

- 本制度がなければ排出削減・吸収活動が行われないこと、という「追加性」の要件の趣旨に照らせば、設備稼働から長期間が経過した後に、J-クレジットのプロジェクトとして登録することを認めるべきではない。
- 他方、プロジェクトを登録するためには、計画書を作成し第三者機関の審査を受けなければならないことや、事業形態によってはそのための予算を次年度に改めて確保しなければならない場合があることに鑑み、設備稼働開始日から2年以内であれば、プロジェクト登録の申請を可能としている。

例：登録申請日が2019年5月1日の場合

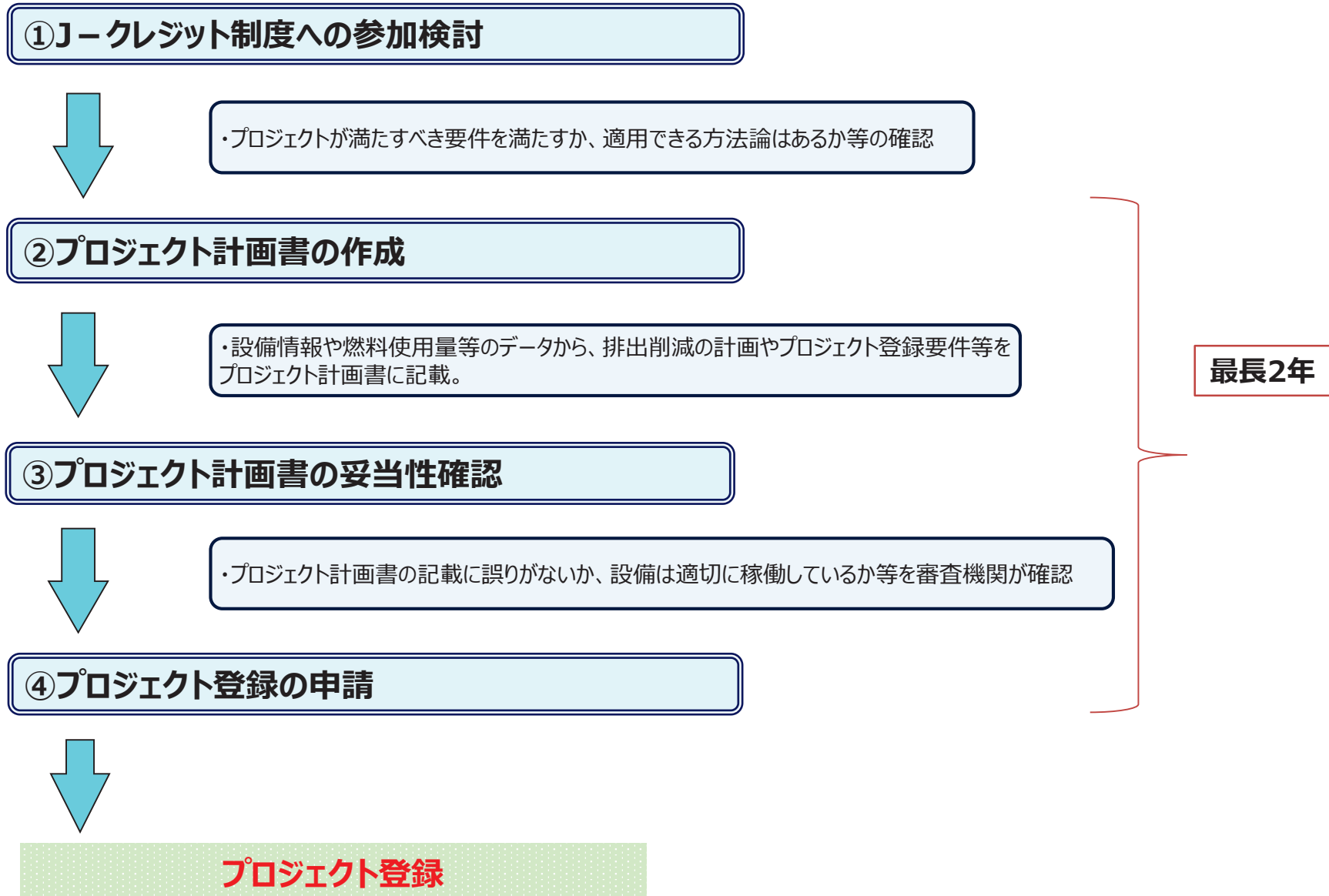


設備稼働開始日から2年以内であれば、プロジェクト登録は可能



設備稼働開始日から2年を超えてしまうと、プロジェクト登録はできない

(参考) プロジェクト登録までの流れ



ご提案に対する回答

【ご提案】

- 設置から2年以内にプロジェクト登録を行った太陽光発電設備によるCO2排出削減量のクレジット化は、プロジェクト登録から最大16年間のクレジット化が可能であることから、設置から2年を経過した太陽光発電設備であっても、正常な稼働設備についてはプロジェクト登録を可能とし、残存期間のクレジット化を認める規制改革を提案する。

【回答】

- J-クレジット制度は、温室効果ガスの削減価値をクレジットとして見える化し、他者へ売買、活用することで資金循環を促し、**省エネ・再エネ設備の導入等を促すような「追加性」のある取組にインセンティブを与える制度**である。太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーによって発電された電力であることを証明する「証書」を発行することを目的とした制度ではない。稼働開始日から2年を超過した太陽光発電設備については、「追加性」が見込めないため、クレジット化をすることはできない。

(参考) 方法論一覧

分類	方法論名称
省エネルギー等	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	空調設備の導入
	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入
	照明設備の導入
	コージェネレーションの導入
	変圧器の更新
	外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切替え
	未利用廃熱の発電利用
	未利用廃熱の熱源利用
	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入
	ITを活用したプロパンガスの配送効率化
	ITを活用した検針活動の削減
	自動販売機の導入
	冷凍・冷蔵設備の導入
	ロールアイロナーの更新
	LNG燃料船・電動式船舶の導入
	廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替
	ポンプ・ファン類の更新
	電動式建設機械・産業車両への更新

分類	方法論名称
省エネルギー等	生産機械(工作機械、プレス機械又、射出成型機、ダイカストマシン、工業炉又は乾燥設備)の更新
	ドライブを支援するデジタルタコグラフ等装置の導入及び利用
	テレビジョン受信機の更新
	自家用発電機の導入
	屋上緑化による空調に用いるエネルギー消費削減
	ハイブリッド式建設機械・産業車両への更新
	天然ガス自動車の導入
	印刷機の更新
	サーバー設備の更新
	節水型水まわり住宅設備の導入
	外部データセンターへのサーバー設備移設による空調設備の効率化
	エコドライブ支援機能を有するカーナビゲーションシステムの導入及び利用
	海上コンテナの陸上輸送の効率化
	下水汚泥脱水機の更新による汚泥処理プロセスに用いる化石燃料消費削減
	共同配送への変更
	冷媒処理施設の導入
	省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修
	ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設
	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入

分類	方法論名称
再生可能エネルギー	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
	太陽光発電設備の導入
	再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入
	バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・バイオオイル)による化石燃料又は系統電力の代替
	バイオマス固形燃料(廃棄物由来バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
	水力発電設備の導入
	バイオガス(嫌気性発酵によるメタンガス)による化石燃料又は系統電力の代替
	風力発電設備の導入
	再生可能エネルギー熱を利用する発電設備の導入
工業プロセス	マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更
	麻酔用N ₂ Oガス回収・分解システムの導入
	液晶TFTアレイ工程におけるSF ₆ からCOF ₂ への使用ガス代替
	温室効果ガス不使用絶縁開閉装置等の導入
	機器のメンテナンス等で使用されるダストブロー缶製品の温室効果ガス削減
農業	豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	家畜排せつ物管理方法の変更
	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	バイオ炭の農地施用
廃棄物	微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減
	食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法の変更
森林	森林経営活動
	植林活動